

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

○当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【管理者の氏名】 開設者 医療法人 岡山水清会 理事長 平木 章夫
医療機関名 岡山水清会病院
管理者氏名 院長 梶木 秀樹

【診療科】 内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、麻酔科、
泌尿器科、形成外科、循環器内科、皮膚科、呼吸器内科

【診療時間】 平 日 午前 9 時 00 分 ～ 12 時 00 分
午後 14 時 00 分 ～ 18 時 00 分
土曜日 午前 9 時 00 分 ～ 12 時 00 分
午後 14 時 00 分 ～ 18 時 00 分
※診療科により異なります。診療日割表をご参照下さい。

【休診日】 日曜祝祭日は外来休診日となっております。
但し、急患はこの限りではありません。

○入院基本料に関する事項

一般病棟

- ・ 一般病棟入院基本料（地域一般入院基本料 1）15 床
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 I 45 床

当院では（日勤・夜勤あわせて）1 日に 14 人以上の看護職員（看護師・准看護師）を配置、
準夜・深夜帯は 4 名を配置しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

	看護職員1人当たりの受け持ち数
9 時 00 分～17 時 00 分	6 人以内
17 時 00 分～ 0 時 00 分	15 人以内
0 時 00 分～ 9 時 00 分	15 人以内

（看護職員については 7 割以上が看護師となります。）

※ 2 交替勤務

○当院は、中国四国厚生局に下記の届出を行っています。

(1) 入院時食事療養 (I)

(2) 基本診療料に係る届出

- ・機能強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・一般病棟入院基本料 (地域一般入院料 1)
- ・診療録管理体制加算 3
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算
- ・感染防止対策加算 2
- ・後発医薬品使用体制加算 3
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 3
- ・地域包括ケア入院医療管理料 1
- ・短期滞在手術等基本料 1

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・二次性骨折予防継続管理料 2・3
- ・がん治療連携指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・検体検査管理加算 (I) (II)
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・CT 撮影及びMR I 撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- ・運動器リハビリテーション料 (I)
- ・呼吸器リハビリテーション料 (I)
- ・麻酔管理料 (I)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ・入院ベースアップ評価料 (37)

(4) その他届出

- ・酸素の購入単価

○保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。各費用につきましては別紙のとおりです。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められておりません。

○予約診療について

当院では、一部の診療科は予約に基づく診療を行っております。
ただし、予約に基づく診療について、追加の費用は徴収しておりません。

診 療 科	曜 日	時 間
形成外科	水曜日	15 時 30 分～18 時

○入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししております。又、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項

当院における感染症の発生の防止、発生時の対策については、医療の安全対策及びサービスの質を保つ上にも重要なものと考えており、この為に以下の取り組みを実施しております。

1. 院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回定期的に会議を行い、感染対策に関する事項を検討しております。
2. 院内感染制御チーム（ICT）を設置し、感染防止対策における実務を行っております。
週1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、感染防止対策の実施状況の把握・指導を実施しております。
また、院内感染防止対策マニュアルの作成・改定を行い各部署へ周知・配布を行っております。
3. 全職員を対象に感染防止対策に関する研修会を年2回以上行っております。
4. 連携医療機関が開催するカンファレンスに年4回参加し、年4回会合にて感染対策に関する事項について検討を行っております。感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行い、当院だけでなく地域を含めた医療機関感染防止対策を実施しております。
5. 地域や全国のサーベランスに参加し、感染発生状況や感染防止対策の評価を行い質の高いケアの提供を推進しております。
6. 抗菌薬の適正な使用を推進し、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めております。
7. 感染症の流行時期には、ポスター等の掲示物で情報提供を行っております。

○医療安全に関する取り組み事項

当院では、医療安全管理部門を設置し、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療を提供するために下記のとおり取り組んでおります。

1. 院内の体制整備として医療安全管理・医薬品業務手順などの医療安全対策に係る指針の策定や、医療安全対策に係る研修の受講ならびに従業者への研修の実施などに取り組んでおります。
2. 医療に関わる相談及び支援を受けるための患者相談窓口を設置しています。相談内容に合わせ、医療安全管理者が対応いたします。
3. 医療安全対策地域連携活動を目的とし、医療安全対策に関する相互評価を実施しております。

○入退院支援加算について

当院では、入退院支援及び地域連携を担う部門を設置し、当該部門に十分な経験を有する社会福祉士／看護師を配置し、退院支援を行うにつき十分な体制を整えております。
また、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で生活を継続できるように、施設や介護サービス事業者等との連携を推進し退院のご支援を実施しております。
詳細については、各病棟に掲示しておりますのでご参照ください。

○入院時食事療養費（Ⅰ）について

当院では、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については18時以降）、適温（保温食器等）で提供しております。

所得区分		標準負担額 (1食当たり)
住民税課税世帯(下記以外の方)		510 円 (300 円) ※1
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去1年間の入院が90日以内	240 円
	過去1年間の入院期間が90日超	190 円
低所得者Ⅰ		110 円

※1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病児童等又は、
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者

○初・再診料の機能強化加算について

当院では、地域におけるかかりつけ医として次のような取り組みを行っています。

- ・受診されている他の医療機関や処方されている医薬品の把握をさせていただきます。その際、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談や介護・保健・福祉サービスに関する問い合わせ及び相談への対応を行っています。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・夜間・休日・時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、
かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

岡山県医療情報ネット

<https://www.qq.pref.okayama.jp/qq33/qqport/kenmintop/>

○医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。
国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 掲示有無に関わらず	1 点
再診 (3 ヶ月に 1 回)		

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しております。
なお、状況に応じて患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ別のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

○長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日より医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、長期収載品（先発医薬品）の処方を希望される場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となりご負担いただくことがございます。

なお、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、選定療養費の対象とはなりません。

○医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行います。

○生活習慣病予防管理料について

当院では「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病で通院の患者様には、生活習慣病管理料を算定し療養計画書をもとに服薬指導などの総合的な治療管理を行います。当院では、患者様の状態に応じ、28 日以上の長期処方を行うこと又はリフィル処方せんを発行すること、のいずれも対応も可能です。長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。

○ベースアップ評価料について

当院では、看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、ベースアップ評価料を算定しております。

ベースアップ評価料とは、医療機関が看護職員や薬剤師などの医療従事者の賃上げを行う際に、診療報酬を上乗せする制度です。これは、社会全体の賃上げの動きに応え、医療従事者の確保・定着を目的とした取り組みです。この取り組みにより、患者様の診療費のご負担が上がる場合がございますが、この診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。何卒、理解くださいますよう、お願い致します。

○明細書の発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行致します。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

○当院は、患者様の負担による付添看護を行っていません。

○当院は、駐車場を含む敷地内全域が禁煙です。

保険外負担 料金表

個室・室料差額

	部屋番号		料金	設備
2 階	216号	1床室	11,000円	TV/冷蔵庫/バス/トイレ
	208号		7,700円	TV/冷蔵庫/バス/トイレ
	207号		5,500円	TV/冷蔵庫/トイレ
	210号			
	211号	2床室	1,100円	
	201号			
	202号			
	203号			
	205号			
	206号			
3 階	302号	1床室	5,500円	TV/冷蔵庫
	303号			
	305号	2床室	1,100円	

ペットボトル飲料(1本)	100 円
エンゼルケア(死後の処置料)	22,000 円

文書料 ※1通につき

・一般的なもの(院内規格)	2,200 円
・一般的なもの(生命保険・簡易保険など)	4,400 円
・複雑なもの(後遺症診断書など)	5,500 円
・計測が必要なもの	
・おむつ使用証明書	1,100 円
・年間支払い証明書	1,650 円
・健康診断	4,400 円
・健康診断(採血・心電図含む)	9,350 円

※上記の金額は全て税込みの金額です。

○居宅療養指導管理料について

当院では、通院が困難な方のために臨時的に行う往診や定期的に行う訪問診療を行っております。居宅療養指導とは、医師や管理栄養士による介護サービス利用上の留意事項や介護方法等についての指導・助言を行うもの、または在宅を訪問して行う計画的な医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者やその他の事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供を行うものです。

重要事項説明書（居宅療養管理指導）

1. 事業所の概要

事業所名	岡山水清会病院
所在地	岡山県岡山市北区西花尻1231-1
事業者指定番号	3310114776
管理者名・連絡先	院長 梶木 秀樹 ・ 086-293-3355
サービス提供地域	岡山市（吉備中学校区・鯉山小学校区・中山小学校区） 倉敷市（庄中学校区）

2. 事業所の職員体制

管理者	1名（常勤）
医師	3名以上（常勤換算）
看護師	2名以上（常勤換算）
管理栄養士	1名以上（常勤換算）

（運営基準を満たした上で、職員数が増減することがあります）

3. 通常のサービスの提供日と時間

月曜日～土曜日	9:00～18:00
---------	------------

・休診日：日曜日、祝日及び12月30日～1月3日

・利用者の身体状況や介護状況に応じて適宜対応しております。

※地震、災害等で交通機関が停止した場合や、道路が使用できない状態等の時、台風や荒天時等、又は訪問担当者の緊急やむを得ない時事情で、訪問できない場合もあります。

※訪問日が祝日に当たる場合は、医師等の人員の関係で、事前に連絡・調整のうえ祝日前後に振り替えて訪問させて頂く場合がありますので、ご理解をお願い致します。

4. 営業目的及び運営方針

- （1）事業の円滑な運営を図ると共に、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある利用者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とします。
- （2）指定居宅療養管理指導においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、事業の従業者等は通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図るものとします。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、事業の従業者等は通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を図るものとします。
- (4) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導（以下、「サービス」）の提供に努めるものとします。
- (5) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (6) 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- (8) 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
- (9) 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、主治医及び居宅介護支援事業所への情報の提供を行うものとします。

5. 苦情処理について

- (1) 事業所は、事業の提供に係わる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置をこうずるものとします。
- (2) 事業所は、事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3) 事業所は、提供した事業に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとします。

6. サービスに関する相談や苦情は、下記の窓口で対応いたします。

苦情相談窓口（病院）

電話	086-293-3355
FAX	086-293-6175
担当者	岡山水清会病院 事務職員
対応時間	9:00～18:00（日曜日・祝日を除く）

住居地の各市役所（介護保険担当）においても、苦情の申し出等ができます。
苦情相談窓口（倉敷市）

電話	0 8 6 - 4 2 6 - 3 3 4 3
FAX	0 8 6 - 4 2 1 - 4 4 1 7
担当課	介護保険課
対応時間	8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

国民健康保険団体連合会にも苦情の申し出ができます。
苦情相談窓口（岡山県国民健康保険団体連合会）

電話	0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1
FAX	0 8 6 - 2 2 3 - 9 1 0 9
担当課	介護保険課
対応時間	8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

7. サービス利用料及び利用者負担金

- （１）介護保険のサービスで利用者から頂く利用者負担金はおおよ次のとおりです。
（１ヶ月ごとの計算では、１円未満の端数で一致しない場合があります）
介護保険の利用者負担金（１割負担の場合）は次の金額です（１円未満切捨て）

介護報酬

１回につき（月２回まで）		単一建物居住者の数		
		１人	２～９人	１０人以上
医師	居宅療養管理指導費（Ⅱ）	2 9 9	2 8 7	2 6 0
管理栄養士	居宅療養管理指導費（Ⅰ）	5 4 5	4 8 7	4 4 4

- （２）サービス提供地域外の場合、これらのサービスを提供することはできません。なお、当該保険医療機関からの訪問診療を必要とする絶対的な理由がある場合はこの限りではありません。
- （３）訪問診療に要した交通費は、実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- ・サービス提供地域 無料
- （４）利用者負担金は、受診料と一緒に請求させていただきます。

9. 事故発生時の対応

- （１）当院は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、家族への連絡その他、適切な措置を迅速に行います。
- （２）当院は、前項の状況及びそれに伴う処置について記録します。
- （３）当院は、サービス提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当院の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

10. その他

- （１）事業所従事者に対する心づけや贈り物はしないようにして下さい。